

令和 7 年第 2 回取手地方広域下水道組合議会定例会

招 集 年 月 日	令和 7 年 8 月 2 2 日					
招 集 の 場 所	取手地方広域下水道組合議会議場					
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 10名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席 〃 × 不応招を示す 公 公務欠席を示 す	開会	令和 7 年 8 月 22 日 午後 2 時 05 分		議 長	小 堤 修	
	閉会	令和 7 年 8 月 22 日 午後 3 時 13 分		議 長	小 堤 修	
	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	前 嶋 竜乃介	○	1 6		
	2	松 本 譲 二	○	1 7		
	3	古 川 よし枝	○	1 8		
	4	佐 野 太 一	○	1 9		
	5	海 東 一 弘	○	2 0		
	6	小 堤 修	○	2 1		
	7	落 合 信太郎	○	2 2		
	8	金 澤 克 仁	○	2 3		
	9	山野井 隆	○	2 4		
	1 0	入 江 洋 一	○	2 5		
	1 1			2 6		
	1 2			2 7		
	1 3			2 8		
	1 4			2 9		
	1 5			3 0		
会議録署名議員	8 番	金 澤 克 仁		9 番	山野井 隆	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事 務 局 長	斎 藤 佐武郎		議事係	高 橋 夏 子 三 浦 瑞 穂	

地方自治法第1 21条により説明 のために出席 した者の氏名	管 理 者	中 村 修
	副 管 理 者	小田川 浩
	代 表 監 査 委 員	石 橋 大 輔
	事 務 局 長	中 山 茂
	次 長	長 塚 学
	経 営 課 長	坂 木 昇
	水 再 生 課 長	宮 田 俊 明
	保 全 課 長	斉 藤 宏 幸
	整 備 課 長	渡 邊 敏 明
	排 水 窓 口 課 長	近 内 伸一郎
	総 務 課 長 補 佐	谷 口 良 倫
	経 営 課 長 補 佐	日 野 由里子
	水 再 生 課 長 補 佐	木 村 修 夫
	保全課長補佐兼管路更生係長	椎 名 正 徳
	整備課長補佐兼整備1係長	海老原 一 彦
	排 水 窓 口 課 長 補 佐	谷 口 江利子

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

令和 7 年第 2 回取手地方広域下水道組合議会定例会議事日程

令和 7 年 8 月 22 日

午後 2 時 05 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 令和 6 年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 2 号 令和 6 年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第 3 号 令和 6 年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費精算報告書について
- 報告第 4 号 令和 6 年度取手地方広域下水道組合資金不足比率について
- 日程第 4 議案第 5 号 令和 6 年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分について
- 認定第 1 号 令和 6 年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 6 号 令和 7 年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 7 号 取手地方広域下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 同意案第 1 号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について
- 日程第 8 一般質問
- 日程第 9 議員派遣の件
- 追加日程第 1 同意案第 2 号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について

令和 7 年第 2 回取手地方広域下水道組合議会定例会会期日程

会期 令和 7 年 8 月 22 日

月 日	時 刻	会議名	場 所	備 考
8 月 22 日	午後 2 時 05 分	本会議	議会議場	会議録署名議員の指名 会期の決定 報告第 1 号 報告第 2 号 報告第 3 号 報告第 4 号 議案第 5 号 認定第 1 号 議案第 6 号 議案第 7 号 同意案第 1 号 一般質問 議員派遣の件 同意案第 2 号

令和 7 年第 2 回

取手地方広域下水道組合議会定例会会議録

令和 7 年 8 月 22 日（金曜日）

於 取手地方広域下水道組合議会議場

○

午後 2 時 0 5 分開会

○議長（小堤 修君） それでは、ただいまから会議を始めます。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。よって、令和 7 年第 2 回取手地方広域下水道組合議会定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

○

会議録署名議員の指名

○議長（小堤 修君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、金澤克仁君、山野井 隆君を指名いたします。

○

会期の決定

○議長（小堤 修君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

○

報告第 1 号 令和 6 年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 2 号 令和 6 年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算書について

報告第 3 号 令和 6 年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費精算報告書について

報告第 4 号 令和 6 年度取手地方広域下水道組合資金不足比率について

○議長（小堤 修君） 日程第 3、報告第 1 号から報告第 4 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） 皆さん、こんにちは。議員の皆様におかれましては、令和7年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会に御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、提出した議案の説明に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

今年は、阪神淡路大震災から30年目の節目の年を迎えました。国内では、当時の震災を受け、耐震性に大きく影響を与える新たな耐震基準が導入されるなど、下水道管理者の間におきましても、様々な対策に取り組んでいるところでもございます。

被災に遭った神戸市では、処理機能の代替性を高めるため、処理場間におけるネットワークを構築するほか、各施設の耐震化を着実に進め、管路事業では、ルートの再構築、幹線網の強化として、主要幹線の二条化事業にも取り組まれているそうでございます。

本組合におきましても、地震対策事業として実施しておりました伊奈山王幹線の二条化事業を完了しており、議員皆様の御理解と御協力を賜りましたこと、改めて御礼を申し上げます。

地震対策におきましては、過去の教訓を生かした防災・減災に対し、市民の皆様が安全で安心して生活できる環境づくりを目指してまいりますので、引き続き、議員の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、本会議は、令和6年度決算の認定をお願いしております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

それでは、報告第1号から4号までの4件を一括して、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、報告第1号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本件は、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に御報告申し上げるものでございます。

内容としましては、同法第26条第1項の規定により、資本的支出、建設改良費の処理場建設事業、ポンプ場建設事業、管きょ建設事業及び下水道事業計画事業において、4億8,642万8,450円を翌年度に繰り越したものでございます。

また、同法第26条第2項ただし書の規定により、下水道事業費用、営業費用の管きょ事業において、2,693万円を翌年度に繰越しをしたものでございます。

次に、報告第2号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費繰越計算書についてであります。

本件につきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、議会に御報告申し上げるものであります。

内容としましては、資本的支出、建設改良費の県南クリーンセンター機械及び電気設備改築事業において1億1,056万円、ゆめみ野汚水中継ポンプ場機械及び電気設備増設事業

において1億4,159万5,300円を翌年度に繰越しをしたものでございます。

次に、報告第3号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計継続費精算報告書についてであります。

本件につきましては、資本的支出、建設改良費の県南クリーンセンター機械及び電気設備改築事業、伊奈山王幹線二条化事業におきまして、継続費精算報告書を作成いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、議会に御報告申し上げるものでございます。

最後に、報告第4号 令和6年度取手地方広域下水道組合資金不足比率についてであります。

本件につきましては、令和6年度資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査意見を付して、資金不足が発生していないことを御報告申し上げるものでございます。

以上4件を一括いたしまして、提案理由の御説明を申し上げました。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで議員各位に申し上げます。これから質疑を行います。質疑は一つの議題につき、答弁時間を除き1人5分以内です。質疑回数の制限はありません。

また、質疑を行う議員は、1回目の質疑は登壇して行い、質疑後は質疑席で待機し、2回目以降は質疑席で行ってください。質疑が終わりましたら自席へお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、それ以降は、答弁者が交代した場合でも発言は自席で行ってください。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

報告第1号から報告第4号につきましては、報告案件でありますので、御了承願います。

○

議案第5号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分について

認定第1号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について

○議長（小堤 修君） 次、日程第4、議案第5号及び認定第1号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） それでは、議案第 5 号及び認定第 1 号を一括して提案の理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第 5 号 令和 6 年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分についてであります。

本件は、令和 6 年度末未処理分利益剰余金残高 2 億 6,043 万 8,258 円について、2 億 230 万 5,591 円を減債積立金へ積み立て、5,813 万 2,667 円を資本金へ組み入れるため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第 1 号 令和 6 年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、令和 6 年度決算の概況を御報告申し上げます。

令和 6 年度の主な実施事業につきましては、管きょ建設事業におきまして、面整備事業として 11.4ha を供用開始し、公共下水道の普及率は 76.9% となりました。

また、総合地震対策計画に基づき、令和 4 年度より継続事業として実施しておりました小貝川を横断する伊奈山王幹線二条化工事につきましては、令和 6 年度に無事完成をいたしました。

処理場建設事業におきましては、令和 5 年度からの継続事業になります水処理系統の機械・電気設備改築工事が完成し、令和 6 年度から 2 か年継続事業として、消毒設備の機械・電気設備改築工事に着手しております。

令和 6 年度の決算におきましては、令和 5 年度の条例改正により、令和 6 年度 4 月より下水道使用料を改定し、経営指標のうち営業収益に関する指標が改善いたしました。

しかしながら、営業費用は、労務費及び原材料費等の高騰により、維持管理に要する費用が増加し、厳しい事業運営が続いています。

このような財政状況ではございますが、今後も、取手市、つくばみらい市の発展や公衆衛生の向上に寄与するとともに、長期的な視野を持ち、継続的で安定した下水道事業の運営を推進してまいりますので、引き続き、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、認定第 1 号の提案理由を御説明申し上げます。

収益的収支につきましては、収入、下水道事業収益の決算額は 48 億 1,373 万 8,491 円、支出、下水道事業費用の決算額は 44 億 9,284 万 6,118 円となりました。

次に、資本的収支につきましては、資本的収入の決算額は 26 億 7,214 万 3,825 円、資本的支出の決算額は 40 億 7,902 万 2,440 円となりました。

なお、資本的収入と資本的支出の決算額における不足額につきましては、補填財源により補填しております。

以上、議案第 5 号及び認定第 1 号について、提案理由を御説明申し上げます。

認定第 1 号の詳細につきましては、事務局長より説明をさせますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 引き続いて、事務局長より補足説明を求めます。

事務局長中山 茂君。

○事務局長（中山 茂君） 事務局長の中山でございます。認定第1号につきまして、管理者の補足説明をさせていただきます。

初めに、令和6年度は、埼玉県八潮市で下水道管路の破損に起因する大規模な道路陥没が発生し、維持管理の重要性を改めて認識させられる年でした。

本組合の対応としまして、事故発生後には、組合職員により、本組合で管理する直径800ミリメートル以上の管路の緊急点検を実施いたしました。令和7年度は、国の要請により、直径2メートル以上かつ平成6年度以前に設置された下水道管路について、全国特別重点調査を実施いたします。

また、本組合では、八潮市の事故に先立ち、災害時における復旧支援協力に関する協定を公益社団法人日本下水道管路管理業協会と締結し、緊急時の対応に備えております。

本組合としましては、引き続き安全管理を徹底し、事故防止に努めてまいりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、A4判横の決算資料により、令和6年度事業について御報告を申し上げます。

決算資料2ページをお開きください。

こちらは、下水道施設の維持管理などを行うための収益的収支となります。

収入の部、下水道事業収益における営業収益は、主たる営業活動による収益で、下水道使用料、雨水処理にかかわる構成市負担金、下水道手数料の収入によるものでございます。

次に、営業外収益は、営業活動以外による収益で、預金利息、茨城県南水道企業団の受託工事による受託工事収益、構成市補助金、長期前受金戻入となっております。

3ページに移りまして、消費税及び地方消費税還付金、雑収益となります。

次に、特別利益は、前年度以前の損益修正により、収益の性質を有する過年度損益修正益と、原子力損害における賠償金として、放射能測定、汚泥分析検査費用にかかわる損害賠償金となります。

次に、4ページを御覧ください。

支出の部、下水道事業費用における営業費用は、主たる営業活動・維持管理等に要した費用で、4ページから8ページに記載のとおり、議会活動に要した経費の議会費、処理場、ポンプ場、管きょ施設の維持管理に要した費用、下水道使用料の調定・その他業務に要した業務費、事業活動全般にかかわる総係費のほか、有形固定資産の経済価値の減耗を費用として表した減価償却費となります。

次に、営業外費用は、営業活動以外に要した費用で、企業債の支払利息及び受託工事費となります。

次に、特別損失は、前年度以前の損益修正により、損失の性質を有する過年度損益修正損となります。

9 ページをお開きください。

こちらは、下水道施設の建設改良事業などを行うための資本的収支になります。

収入の部、建設改良事業の財源となる資本的収入は、9 ページから10ページに記載のとおり、建設改良事業のために借り入れました企業債、構成市からの建設改良事業への出資である構成市出資金、企業債元金償還金に充てる構成市補助金、国と県からの補助金、負担金等は、下水道の整備に伴い徴収した受益者負担金等の収入となります。

11ページをお開きください。

支出の部、資本的支出は、11ページから13ページに記載のとおり、下水道施設の建設改良事業における支出で、処理場、ポンプ場及び管きよの建設費、下水道事業計画の策定に要した支出となります。

次に、13ページを御覧ください。

固定資産購入費は、ノートパソコン等の購入となります。企業債償還金は、下水道施設の建設改良事業のために借り入れた企業債元金償還金となります。

続きまして、これらの事業執行を踏まえ、A 4 判縦の令和6年度決算書により御説明申し上げます。

9 ページ、10ページをお開きください。

剰余金計算書は、資産と負債の差額である資本の令和6年度における増減を表すものです。

10ページ、資本合計におきまして、令和6年度末残高は、142億5,064万1,446円となりました。

続きまして、11ページ、12ページをお開きください。

貸借対照表は、令和6年度末における資産、負債及び資本の残高を表したもので、665億1,609万4,673円となりました。

最後に、35ページの事業の概要について申し上げます。

令和6年度も効率的な整備促進を図り、供用開始区域人口は9万5,608人となりました。また、下水道の普及促進活動により、水洗化人口は8万9,743人に達しております。

令和6年度の決算では、下水道使用料の改定により経営指標は改善しております。

しかし、物価高騰により維持管理に要する経費や建設改良に要する工事費も高騰していることから、計画どおりの経営指標の改善には至っておりません。

このことから、経費の削減は急務であると捉えております。

下水道事業は、継続的かつ安定的な事業運営が求められております。今後も令和6年度の決算を踏まえて、安全を最優先としながらも、より効率的で効果的な事業を進められるよう、事業を精査し、優先順位を定め、経営の健全化に努めてまいります。

以上、令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算につきまして、補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで、代表監査委員より、令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算についての審査結果及び審査意見を求めます。

代表監査委員石橋大輔君。

○代表監査委員（石橋大輔君） 代表監査委員の石橋でございます。決算審査の意見を申し上げます。

決算審査の対象、それから審査日、審査の方法、審査の結果につきましては、認定第1号の議案に添付されております審査意見書を御確認ください。

それでは、審査意見を申し上げます。

例年、経費回収率については、85%前後で推移していましたが、令和6年度からの下水道使用料の改定により、その指標が95.8%に改善されました。引き続き、経営戦略において目標とされる100%へ向け、水洗化率の向上、また、効果的な事業運営に取り組まれることを望むとともに、中長期的な視点による事業経営に期待します。

次に、今年1月に発生した埼玉県内での道路陥没事故により、下水道事業に対する注目度が高まる中、前年度同様、事業に要する国庫補助金が要望額に対して満額交付されない状況が続き、事業執行への影響が確認されました。施設改築の事業遅延は、重大な事故を引き起こす要因にもつながるため、その確保に向けた努力を継続するとともに、今後見込まれる収支予測を見据えた計画的な事業執行を検討してください。

最後に、下水道事業を取り巻く経営環境は物価が高騰していく中、施設の老朽化による更新需要の増大や、頻発する自然災害への対応、節水型社会への移行による水需要の減少など、今後も厳しいものになることが予想されます。このような状況の中、市民の安全を第一とした上で、持続可能な下水道事業運営を期待します。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

初めに、通告順に従い発言を許します。

松本譲二君。

○2番（松本譲二君） 議席番号2番松本譲二です。

これより通告に従い、認定第1号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定より、下水道使用料についてお伺いいたします。

決算書24ページに、令和6年4月1日から適用された下水道使用料改定表を準備していただきましたが、使用料改定後の令和6年度決算における下水道使用料の収入状況についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

中山 茂君。

○事務局長（中山 茂君） 使用料改定後の令和6年度決算における下水道使用料の収入状況とのございますが、令和6年度決算額として15億4,632万6,551円、令和5年度と比較いたしまして、約2億8,000万円の収入増となっております。

なお、改定後、最初の検針分ではありますが、取手市内では1か月分、つくばみらい市内では3か月分は旧料金体系を適用しておりますので、改定後12か月分の収入額は、令和7年度以降の決算の中でお示しできるかと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小堤 修君） 松本譲二君。

○2番（松本譲二君） 使用料改定後の決算については、約2億8,000万円の収入増との答弁ありがとうございました。

続きまして、決算書38ページにおいて、令和6年度決算について、維持管理費である営業費用は、前年度決算額より1億円以上増額となりましたが、使用料改定に伴う下水道使用料の収入で、汚水処理経費を賄うことはできたのでしょうか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

経営課長坂木 昇君。

○経営課長（坂木 昇君） ただいまの質疑にお答えいたします。

下水道事業の原則としまして、下水道使用料の収入で維持管理などの汚水処理経費を賄うことになっており、その割合を表した経費回収率については、100%以上であることが求められております。令和6年度決算の経費回収率は95.8%となり、令和5年度の経費回収率は83.8%であり、使用料を改定したことにより改善しております。

しかし、改定時には、下水道使用料で汚水処理経費を全て賄う形の経費回収率100%で使用料改定を実施しましたが、令和6年度は、先ほどの局長答弁のとおり、一部旧料金を適用している状態で95.8%となりました。仮に今回、全て改定後の料金適用でも、経費回収率は97%から98%の見込みでございました。労務費や原材料費などの物価高騰の影響で維持管理費が増大し、経費回収率が100%に至っていないため、さらなる経費削減などが必要となっております。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 松本譲二君。

○2番（松本譲二君） 労務費や原材料費の物価高騰など、様々な影響により経費回収率が100%に至っていないとのこと、先ほど監査委員の審査意見にもございましたが、経費回収率95.8%ということで、引き続き、経費回収率100%へ向け、取り組んでいくとのこと、また、今後も定期的に下水道使用料の収入状況を確認していく中、先行き不透明な現状、経費回収率が100%に至らない場合、再度、この使用料改定も視野に入れなくてはならないのでしょうか。この辺についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

経営課長坂木 昇君。

○経営課長（坂木 昇君） ただいまの質疑にお答えいたします。

経費回収率は、100%に向けて、水洗化率の向上、経費の削減はもとより、施設の延命化、計画的な改築による交付金の活用など、経費の削減につながる対応を実施しております。

しかし、それ以上に、管路施設などの老朽化による改築費用の増大や労務費や原材料費などの高騰により、維持管理費の削減も厳しい状況でございますが、引き続き、経費回収率100%を目指してまいります。

今後下水道使用料の収入状況、また、経費回収率の状況を注視し、令和9年度においては、事業運営審議会の意見を伺いながら、下水道使用料体系改定の必要性を再度検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 松本譲二君。

○2番（松本譲二君） 経費回収率100%に向け、水洗化率の向上、経費の削減等、様々な取組をされている中、引き続き、経費100%を目指してまいりますとの御答弁ありがとうございます。

先ほど来、話に出ておりますが、本年1月28日、八潮市で発生した陥没事故以降、国内において同様な事故が多発しております。この下水道事業を取り巻く環境は、非常に厳しいと私は思っております。これからも引き続き、建設労働者の安全と安心に向け、第一に安心安全を考慮した取組に、これからも御尽力くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、どうもありがとうございました。

○議長（小堤 修君） これで松本譲二君の質疑を終わります。

通告にありました質疑は以上です。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

古川よし枝さん。

反対討論ですか。

〔吉川議員頷く〕

○3番（古川よし枝君） 3番の古川よし枝です。

認定第1号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算について、反対の

討論をいたします。

令和５年度８月議会において、取手地方広域下水道組合下水道条例の改定で、令和６年度４月から、下水道料金、平均で24.3%、最大では45.5%の引上げが議決されました。そのときは、料金値上げの条例改定について、1,420名の市民を超える値上げ反対の署名が届けられております。

よって、令和６年度の事業会計予算は、前年度比、下水道使用料も含めた営業収益は、前年度比２億6,800万円の増で、16億7,192万6,000円の予算が計上されました。決算は、予算よりも488万890円の減で、16億6,703万96円となっております。

料金引上げの理由であった経費回収率の引上げは、これまで平均で85%程度から、令和６年度決算では95.8%まで引き上がりました。私は、市民の声を届け、これらの値上げ案に、そしてコロナ禍や日本経済の低迷の中、生活必需品の高騰が底なしの状態時に、公営企業による公共料金の引上げはすべきではないと、条例案に、そして令和６年度の事業会計予算案に反対をしました。

一方で、こういう中ですけれども、電気、ガス料金等、物価高騰の対策として、国民への給付事業を進められる中で、一方では、市民に水道や下水道料金など公共料金の負担を負わせるのは、何のための物価高騰対策だったのかと疑問に思います。

下水道組合も、物価高騰の影響は会計決算からも見られますが、負担は、利用者、市民に転嫁ができます。しかし、市民は、どこへも転嫁ができません。せめて生活費の節約ぐらいです。もう限界です。下水道法では、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共水域の水質の健全に資するとあります。つまり、市民生活環境の改善や福祉の向上を目的としています。公営企業の独立採算制を強化しようとする政府の方針どおりでは、年々料金を値上げすることになるでしょう。公営企業としての理念が危ぶまれます。

施設等の老朽化とともに、地震等が多発する中、水道や下水道などのインフラの被害は甚大となることは避けられません。防災、減災の対策強化のための国の負担を増やす以外にありません。料金引上げに反対するとともに、引き続き、国への支援を求めて、令和６年度取手地方広域下水道組合下水道会計決算に反対をいたします。

○議長（小堤 修君） 次に、そのほか討論ありませんか。賛成討論等。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５号及び認定第１号を採決いたします。

初めに、議案第５号 令和６年度取手地方広域下水道組合下水道事業剰余金の処分について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 全員賛成であります。よって、議案第５号は原案のとおり可決さ

れました。

次に、認定第1号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 賛成多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

ここで、石橋代表監査委員が本日所用のため会議を途中退席させていただきますので、御了承願います。

自席で休憩とします。ありがとうございました。

午後2時44分休憩

午後2時44分再開

○

議案第6号 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（小堤 修君） それでは、再開します。

日程第5、議案第6号 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） それでは、議案第6号 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

補正の内容でございますが、第2条、債務負担行為の追加として、令和8年4月から契約履行が生じる汚泥収集運搬及び処分業務委託、水質分析検査業務委託につきまして、期間及び限度額を定めるものでございます。

以上、議案第6号について提案理由を御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 賛成全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○

議案第7号 取手地方広域下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小堤 修君） 日程第6、議案第7号 取手地方広域下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） それでは、議案第7号 取手地方広域下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、同法を引用する第1条について、所要の改正を行うものでございます。

以上、提案理由の御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号 取手地方広域下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を

改正する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 賛成全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○

同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について

○議長（小堤 修君） 日程第7、同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） それでは、同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について、提案理由を御説明申し上げます。

本同意案につきましては、石橋大輔氏を引き続き監査委員へ選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

配付しております経歴書のとおり、石橋氏は、財務管理並びに経営管理などの専門知識と長年の経験を兼ね備えるとともに、人格が高潔で人望の厚い方であり、適任者として選任いたしたく提案をするものでございます。

以上、同意案第1号について提案理由を御説明申し上げます。よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で同意案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第1号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 賛成全員であります。よって、同意案第1号は同意することに決定いたしました。

○

一般質問

○議長（小堤 修君） 日程第8、一般質問を行います。

念のため申し上げます。質問を行う議員は、1回目の質問は登壇して行い、質問後は質問席で待機し、2回目以降の質問は質問席で行ってください。質問が終わりましたら自席へお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、それ以降は、答弁者が交代した場合でも発言は自席で行ってください。一般質問の制限時間は、1人20分以内となります。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

佐野太一君。

○4番（佐野太一君） 佐野太一です。今回、市民からのお声も反映しまして複数になりましたが、質問事項三つを通告に従いまして質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

近年、全国的に気象災害の激甚化が顕著であり、大雨・台風等による下水道施設の浸水・停止被害が各地で報告されています。こうした中、下水道インフラに求められるレジリエンス、すなわち、被災後も迅速に機能を回復し、継続できる体制整備が急務だと考えています。

近年の浸水被害や気象リスクを踏まえ、下水道施設のレジリエンスの強化について、施設の物理的整備の実施状況と今後の計画、浸水対策の具体的施設設備と優先順位づけをお伺いさせていただきます。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

事務局長中山 茂君。

○事務局長（中山 茂君） ただいまの佐野議員の御質問にお答えいたします。

近年の浸水被害や気象リスクを踏まえた下水道施設の物理的整備の実施状況と今後の計画でございますが、現在、風水害や地震対策として、汚水中継ポンプ場自家発電設備の整備を順次進めているところであり、今年度と令和8年度の継続事業で、つくばみらい市山王新田地区にあります汚水中継ポンプ場に自家発電設備を整備させていただきます。

また、下水道施設における浸水対策の具体的施設整備としまして、県南クリーンセンターと取手市内及びつくばみらい市内9か所の汚水中継ポンプ場を重要施設として、第1に揚水機能であるポンプ設備、第2に消毒機能の滅菌施設、第3に沈殿機能の最初沈殿池など、優先順位をつけ、下水道が最低限有すべき機能を確保するため、施設の改築更新整備

を進めているところでございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。ただいまの御答弁で、実施状況と計画、整備などは理解させていただきました。市民の安心を確実なものとするためには、平時の取組に加え、停電時の電源確保が実効性の鍵となるように考えています。

そこで次に、停電時の代替電源確保について、非常用の発電機の配備状況と連続稼働時間、管理体制などをお伺いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

水再生課長宮田俊明君。

○水再生課長（宮田俊明君） 佐野議員の御質問にお答えいたします。

非常用発電機の配備状況でございますが、本組合が重要施設としている県南クリーンセンターと、取手市、つくばみらい市内9か所の汚水中継ポンプ場のうち、5か所は既に配備しており、令和8年度には、さらに1か所配備する予定でございます。残り3か所につきましても、順次配備に向け検討を進めてまいります。

次に、連続稼働時間でございますが、県南クリーンセンターが約32時間、各汚水中継ポンプ場で約24時間となっております。停電が発生した場合は、発電機が自動で起動するシステムとなっております。

また、稼働状況は、ほかの機械、電気設備の運転状況と併せまして、県南クリーンセンターの管理室から24時間、監視できる管理体制を構築しております。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。ただいまの御答弁で、配置状況や管理体制などについて、数値的なものも含めまして理解させていただきました。

しかしながら、停電の長期化や設備損傷など、発電機のみでは対応できない局面も想定されております。

そこで関連して、下水道組合では、今年1月、公益社団法人日本管路管理業協会と復旧支援協力に関する協定を締結し、被災した際の早期復旧や支援協力体制の強化を図られた旨を報告いただきましたが、この協定以外で、応急復旧の人的・物理的体制、応援協定や業者との契約状況、部品、備蓄・調達体制、また、サプライチェーンリスクなどへの備えについてお伺いさせていただきます。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

水再生課長宮田俊明君。

○水再生課長（宮田俊明君） 御質問にお答えいたします。

日本管路管理業協会と締結した協定以外の応急復旧の応援支援でございますが、広域的な停電リスクに備え、管内民間企業と可搬式非常用発電機の賃貸借に関する協定を締結し、

取手市、つくばみらい市内のマンホールポンプ43か所の災害時の機能確保にも努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） よく分かりました。

他方ですね、避難生活の衛生、また、尊厳、健康を守る観点から、トイレの環境の確保が切実な問題と考えました。

続きまして、次の質問になりますけれども、災害時のトイレの処理についてお伺いいたします。災害時のトイレの環境確保は、避難生活の衛生・尊厳・健康を守る上で極めて重要です。特に、下水道接続型で活用できるマンホールトイレの整備と周知が課題だと考えています。

そこで、マンホールトイレの設置主体と役割分担についてお伺いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

事務局長中山 茂君。

○事務局長（中山 茂君） ただいまの佐野議員の御質問にお答えいたします。

取手市が策定している地域防災計画において、災害用トイレの設置主体は、取手市となっております。本組合は、初動措置として、下水道施設の巡回点検や応急復旧を図り、処理機能の確保や回復に務める旨、当該計画で役割分担が明確化されております。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） 分かりました。

取手市内では、市内保育所、敷地内にマンホールトイレが整備されていると聞いています。管内で下水道組合が把握しているマンホールトイレの設置可能箇所や整備状況を、また、今後の展望なども含めて、お伺いさせていただきます。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

水再生課長宮田俊明君。

○水再生課長（宮田俊明君） 御質問にお答えいたします。

本組合管内のマンホールトイレの設置可能箇所及び整備状況でございますが、取手市内保育所敷地内に7か所、つくばみらい市内では、伊奈庁舎敷地内のほか、市内小学校敷地内に9か所、それぞれ構成市で整備されております。

また、本組合でも、県南クリーンセンター敷地内、屋外トイレ横に3か所整備しております。

本組合のマンホールトイレの今後の整備方針、展望でございますが、本組合の計画におきまして整備方針等が位置づけられていないため、今後、市や国、県からの要請等があった場合は、マンホールトイレの整備促進が図れるよう、要請団体と連携、協力して、快適なトイレ環境を確保できるよう、前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。

取手市、つくばみらい市、そして組合の整備状況を理解させていただきました。要請団体と連携、協力体制については、ぜひとも今後とも強化をお願いいたしたいと思います。

続きまして、最後の質問になりますが、子供たちや地域住民への公開・体験・理解をどう進めるかについてお伺いいたします。

下水道の役割は、平時には大変見えにくいものの、災害時のライフラインとして極めて重要な存在だと私は常々思っております。次世代の担い手育成、防災教育、市民協力体制の熟成のためにも、公開・学習の場づくりが必要かと考えます。

開かれた処理場の運営と施設見学や学習受入れの現状についてお伺いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

事務局長中山 茂君。

○事務局長（中山 茂君） 佐野議員の御質問にお答えいたします。

本組合では、子供たちや地域住民の皆様には下水道に対する理解を深めていただくことを目的として、下水道の仕組みや生活排水の処理の流れを学ぶことができる施設見学を実施しており、先日も夏休みの自由研究の課題に取り組まれる子供たちの受入れを行ったところでございます。

また、市内小学校の校外学習の場として受入れを行っている状況でございまして、今後とも引き続き、施設見学を通じて、地域社会のインフラとして、下水道の役割や環境保全の重要性をPRしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） 子供向けの施設見学、学習受入れの取組について、教育的効果は大きいと私も受け止めております。

他方で、防災教育や下水道への理解を社会全体へ広げるためには、幅広い地域の住民への公開・体験機会も欠かせないのではないかと思います。

そこで次に、地域住民への公開・体験、また、理解の促進について、下水道組合の取組をお伺いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

水再生課長宮田俊明君。

○水再生課長（宮田俊明君） 御質問にお答えいたします。

地域への愛着を深めることを目的に下水道広報誌を、また、下水道の大切さを深く理解していただくことを目的にマンホールカードを発行するなど、地域住民への皆様には下水道をより身近に感じ、快適な生活と環境保全に積極的に参加していただけるよう取り組んで

いるところでございます。

さらに、近年、民間企業の企画で、アニメなどのキャラクターがデザインされたマンホール蓋が全国の様々な場所で設置されており、地域のPRとして活用されております。本組合でも、今後このような企画に参加するなど、微力ながらも、構成市の観光振興や地域活性化にも協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。

広報誌、マンホールカードについては、さらに周知できるよう工夫を今後とも凝らしていただき、広げていただきたいと思います。

キャラクターマンホール等については、ぜひ積極的に参加していただき、取り組んでいただきたい。すごく周知できる一つのアピールになると思います。これらはですね、市民からの愛着や参加意識の熟成にも資するもののみならずですね、下水道を身近に感じ、地域活性化に寄与するものと考えますので、ぜひともよろしく願いいたします。

そして次に、処理施設、県南クリーンセンターを防災拠点とする構想・取組について伺いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

水再生課長宮田俊明君。

○水再生課長（宮田俊明君） 御質問にお答えいたします。

県南クリーンセンターを防災拠点とする構想でございますが、本組合のBCP、業務継続計画におきまして、災害発生時の対策本部の拠点として位置づけております。

また、東日本大震災のときには、取手市からの要請により、県南クリーンセンター敷地を廃棄物の仮置場として一時的に使用した実績もございまして、平成30年には、取手市と県南クリーンセンターの敷地内を災害に伴って発生する廃棄物の仮置場として使用する協定を締結しております。

また、ほかの団体ではございますが、下水道施設を広域避難地や一時避難施設として活用されている事例もございます。

今後も引き続き、市や県、その他防災関係機関等との連携、サポート体制の強化を図り、災害予防、応急・復旧対策を講じてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございました。

御答弁を通じまして、県南クリーンセンターが防災時に、既に使用されている実績や協定に基づく対応について理解させていただきました。市民にとって、災害時に安心して頼

れる拠点があることは何よりの力となります。今後も、市民の安全と生活を守るための拠点整備、関係機関との連携強化をぜひ進めていただきたいと申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小堤 修君） 以上で佐野太一君の質問は終わりました。

○

議員派遣の件

○議長（小堤 修君） 次に、日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第165条第1項の規定により、お手元に配付した議案のとおり、議員を派遣しようとするものです。

これより議員派遣の件を採決いたします。

本件について、賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 全員賛成です。よって、議員を派遣することに決しました。

本日、管理者中村 修君から、同意案第2号 取手地方広域下水道組合監査委員の選出に関する同意についてが追加送付されました。

お諮りいたします。

本件をこの際、日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 異議なしと認めます。よって、この際、同意案第2号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加議案配付のため暫時休憩とします。

午後3時08分休憩

午後3時10分再開

○

同意案第2号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について

○議長（小堤 修君） では、再開します。

追加日程第1、同意案第2号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、入江洋一君の除斥を求めます。

〔10番入江洋一君退場〕

○議長（小堤 修君） 提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） ただいま議題となりました同意案第2号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

本同意案につきましては、監査委員の山野井 隆氏が本日付をもって辞職をされますので、新たに入江洋一氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

入江氏は、組合議会議員として下水道事業の発展に尽力され、見識が高く、また、人格も高潔で人望が厚い方であり、適任者として選任いたしたく提案するものでございます。

以上、同意案第2号について提案理由を御説明申し上げます。よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第2号 取手地方広域下水道組合監査委員の選任に関する同意についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 全員賛成です。よって、同意案第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

入江洋一君の除斥を解除いたします。

入江洋一君の入場を求めます。

〔10番入江洋一君入場〕

○議長（小堤 修君） 同意案第2号は、原案のとおり同意することに決定したため、入江洋一君が監査委員に選任されました。

これで本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。よって、令和7年第2回取手地方広域下水道組合議会定例会を閉会いたします。

御審議をいただき、誠にありがとうございました。

午後 3 時 1 3 分閉会